

悪質訪問勧誘（販売・買取・交換）お断りステッカー

- このステッカーを玄関先に貼ることにより、悪質な事業者の強引な勧誘を牽制し、消費者被害の未然防止になります。
- 大阪府消費者保護条例では、「拒絶の意思を表明している消費者への勧誘行為」は、不当な取引行為として禁止されています。
- また、相談窓口の電話番号が書かれたステッカーは電話機付近に貼ってください。

屋外用 玄関付近の平らな所にお貼りください。



屋内用 電話機付近の平らな所にお貼りください。□欄には、油性マジック等で
お住まいの市町村の消費生活相談窓口の電話番号をお書きください。

必要ないものは「**いりません**」とはっきり断ることが大事です。
「**おかしいな?**」「**困ったな**」と思ったときは、
消費生活相談窓口へご相談ください。

消費者ホットライン

い や や!
188 お住まいの市町村等の
消費生活相談窓口をご案内します

大阪府消費生活センター

06-6616-0888
ゼロ・ハチ・ハチ・ハチ

市町村の消費生活相談窓口

大阪府警察本部悪質商法110番

06-6941-4592